（同（内閣情報調査室））同　前原　正臣
防衛省に出向させる
（東京高等検察庁検事）検事　土田　昭彦
（東京地方検察庁検事）同　砂古　剛
（同）同　谷地　伸之
判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）
（同）同　佐々木大慧
判事補兼簡易裁判所判事に任命する
大川　和彦　大島　徹
神林　智彦　進藤　修
髙橋　弘人　長嶺　陽一
山田　千秋　山本　亨
**舩**越　英明　松尾　真一
白木　益美　村上　智子
長谷川健作　宮部　稔
白石　泉　永田　昌敏
宮城　保　木村　泰博
青山　峰明　磯和　幸隆
小田　剛　菊池　樹一
櫻井　直貴　髙橋　良一
寺内　正三　戸井　宝
松尾　孝則　松本　隆英
坂下　克也　岡本美樹雄
水野　謙一　大山涼一郎
福井　芳成　池田　善信
平田　学　山本　泰博
持田　吉公　辰巳　晃
前田　貢　有迫　英明
南里　直樹　澤谷　修造
大津　康廣　大島　洋一
橋口　幸司　渡辺　昭二
佐久山良二　松本　尚嘉
簡易裁判所判事に任命する（各通）
（前橋地方裁判所判事兼前橋家庭裁判所判事）判事　瀬田　浩久
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（以上八月一日）

## 環境省

（九州地方環境事務所長）　北沢　克巳
辞職を承認する
（自然環境局国立公園課長）　岡本　光之
九州地方環境事務所長に昇任させる
（国立研究開発法人国立環境研究所企画部長）　樽林　茂夫
大臣官房付に採用する
辞職を承認する
（環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長）　田中　良典
自然環境局国立公園課長に昇任させる
（大臣官房総合政策課環境研究技術室長）　太田志津子
大臣官房付に昇任させる
（兵庫県農政環境部参事）　辻原　浩
大臣官房付に採用する
原子力規制庁に出向させる
（大臣官房付）　東條　純士
大臣官房総務課広報室長に昇任させる
（水・大気環境局大気環境課大気生活環境室長）　行木　美弥
大臣官房総合政策課環境研究技術室長に配置換する
（環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長）　吉川　圭子
水・大気環境局大気環境課大気生活環境室長に配置換する
（大臣官房総務課広報室長）　小笠原　靖
環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長に配置換する
（福島地方環境事務所調整官）　松田　尚之
環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長に昇任させる
（環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室室長補佐）　塚田源一郎
環境再生・資源循環局企画官に昇任させる（以上八月一日）

# 皇室事項

**御答信**

天皇陛下から五月二十日東ティモール国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月六日御答信があった。

天皇皇后両陛下から六月十日デンマーク国女王陛下及び王配殿下へ発せられた御祝電に対し、七月十一日御答信があった。

**御答電**

天皇陛下から六月九日ポルトガル国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月六日御答電があった。

天皇陛下から六月十三日英国女王陛下へ発せられた御祝電に対し、七月十三日御答電があった。

# 官庁報告

**国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十九年七月二十四日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定に基づき公告する。

平成二十九年八月三日

国土交通大臣　石井　啓一

| 測量及び調査を行った者の名称 | 地図及び簿冊の名称 | 測量及び調査を行った地域 |
|---|---|---|
| セフティライフ株式会社 | 吹田市千里丘中地区　境界確定測量図及び調査簿 | 大阪府吹田市千里丘中の一部 |
| 札幌市 | 宮の森Ⅰ地区地図整備測量　整備図及び調査簿 | 北海道札幌市中央区宮の森の一部 |
| 不二工務所 | 浜松市中区元城町確定測量図及び調査簿 | 静岡県浜松市中区元城町の一部 |
| 株式会社豊田自動織機 | 刈谷市豊田町地区　確定測量図及び調査簿 | 愛知県刈谷市豊田町一丁目及び二丁目の一部 |
| 塔筋織布株式会社 | 大阪府貝塚市名越地区　確定測量図及び調査簿 | 大阪府貝塚市名越の一部 |
| 近畿地方整備局流河川事務所　木津川上 | 上野遊水地整備事業・新居遊水地の地役権設定に伴い作成した地図及び調査簿 | 三重県伊賀市東高倉字大坪の一部・字北鐘川原の一部 |

# 公告

## 諸事項

### 工場財団

千葉県習志野市泉町三丁目7番1－212号**千葉雄大**の工場財団に千葉県山武郡九十九里町作田字津堀川1811番地1、1811番地3九十九里作田発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成29年8月3日

千葉地方法務局東金出張所

### 有権者申出方

元当局所属公証人漆原明夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成29年8月3日　さいたま地方法務局

### 証票無効

| 証票名 | 証票番号 | 交付年月日 | 亡失年月日 | 亡失者所属官職及び氏名 |
|---|---|---|---|---|
| 労働基準監督官証票 | 第221022号 | 平成28年4月1日 | 平成29年6月28日 | 和歌山労働局橋本労働基準監督署労働基準監督官　柴田　明子 |

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

平成29年8月3日　厚生労働省